

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第7号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(用地交渉等手当)</p> <p>第9条の13 用地交渉等手当は、農林水産部農村建設課、県土整備部県土整備企画室若しくは港湾課、広域振興局農政部、農林部、水産部若しくは土木部、北上川上流流域下水道事務所、花巻空港事務所、教育委員会事務局教育企画室又は警察本部会計課に勤務する職員が、<u>現地において</u>、土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（国、地方公共団体その他人事委員会が定める者との交渉を除く。）の業務に従事したときに、支給する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(用地交渉等手当)</p> <p>第9条の13 用地交渉等手当は、農林水産部農村建設課、県土整備部県土整備企画室若しくは港湾課、広域振興局農政部、農林部、水産部若しくは土木部、北上川上流流域下水道事務所、花巻空港事務所、教育委員会事務局教育企画室又は警察本部会計課に勤務する職員が、土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（国、地方公共団体その他人事委員会が定める者との交渉を除く。）の業務に従事したときに、支給する。</p> <p>2 [略]</p>
2	<p>(防疫等作業手当)</p> <p>第4条 防疫等作業手当は、職員が、感染症等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は犬による危害のおそれがある場合において、次に掲げる作業又は業務に従事したときに、支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）<u>第53条の14</u>の規定に基づく在宅結核患者の家庭を訪問して行う必要な指導</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(防疫等作業手当)</p> <p>第4条 防疫等作業手当は、職員が、感染症等が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は犬による危害のおそれがある場合において、次に掲げる作業又は業務に従事したときに、支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）<u>第53条の14第1項</u>の規定に基づく在宅結核患者の家庭を訪問して行う必要な指導</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年5月21日から施行する。